

京都市告示第176号

身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師の診療障害区分を次のとおり追加しました。

平成23年7月1日

京都市長 門川大 作

医師名	診療場所	診療科目	障害区分	追加する障害区分
鈴木 康正	(医)葵会上 賀茂診療所	内科, 小児 科, 外科, 放 射線科	肢体, 心臓	呼吸器
木村 格	(財)日本バプ テスト病院	神経内科	肢体	音・言
高倉 康人	京都市立京北 病院	内科, 神経内 科	肢体、腎臓	視覚*, 聴覚 *, 平衡, 音・ 言, 心臓, 呼吸 器, ぼ・直, 小 腸, 免疫, 肝臓
尾池 文隆	三菱京都病院	外科, 消化器 外科	肝臓	肢体, 心臓, 腎 臓, 呼吸器, ぼ・直, 小腸, 免疫
野崎 浩二	三菱京都病院	小児科	肢体, 心臓, 腎臓, 呼吸 器	ぼ・直, 肝臓
菱本 康之	菱本医院	内科	肝臓	音・言, 肢体, 心臓, 腎臓, 呼 吸器, ぼ・直, 小腸, 免疫

(身体障害者リハビリテーションセンター)